被扶養者の認定に関する注意事項

重要なことが書かれています。内容を確認後，保存をお願いします。

　被扶養者としての要件の一つである年間収入（見込み）が，認定基準額以上の場合は取消となりますので常に収入の確認をお願いします。

　被扶養者の収入が限度額以上となり要件を欠くことになったときは，速やかに届出をしてください。

　届出が遅れますとその間にかかった医療費のうち共済組合が負担した７割と附加給付等の給付金全額を一括返還していただくことになりますので，ご留意願います。

18歳以上60歳未満の方で学生，病気又は負傷のため就労能力を失っている方を除いては，通常稼働能力があるものと考えられる場合が多いので，このような場合は必ず具体的な収入の把握をお願いいたします。

|  |
| --- |
| 被 扶 養 者 認 定 基 準 額 |
| 年額･･･130万円未満　　　　　月額･･･108,334円未満　　　　　日額･･･3,612円未満  （雇用保険等受給の場合） |

|  |
| --- |
| ≪主な取消事由≫ |
| 1. 就職先で新たな保険証が交付される場合 2. アルバイト・パート等の収入が年130万円以上になった場合 3. アルバイト・パート等の収入が年130万円以上となることが見込まれる場合   　・雇用契約書等により月108,334円以上となることが明らかである場合  　・月108,334円以上となる月が３か月以上続いた場合   1. 雇用保険の基本手当受給日額が3,612円以上の場合 2. その他恒常的収入が認定基準額以上になった場合   ≪事業，農業，不動産収入，個人年金，株式収入，利子収入等≫   1. 組合員以外に扶養されることとなった場合 2. 両親の収入額の合計が認定基準額以上になった場合 3. 夫婦共同扶養の子について，配偶者の収入のほうが１割以上大きくなった場合   【注意】就職した場合，正規採用の前に試用期間を設けているところがありますが，試用期間の初日から就労を開始したものとみなしますので初日からの取消となります。 |

|  |  |
| --- | --- |
| 資 格 確 認 時 に ！ |  |
| 毎年行う被扶養者の資格確認の際に，収入の確認書類が必要になります。いつでも提出できるよう書類は  必ず保管しておいてください。紛失された場合，再交付の手続きをとっていただくことがあります。 | |

【確認書類の例】（共済組合で必要と判断した場合は，下記以外にも書類の提出を求めることがあります）

●給与収入のある方（アルバイト・パート等をしている学生を含む）

　･･･雇用契約書及び毎月の給与明細書の保存を必ずお願いします。

　　　（所得証明書のみでは収入月額が確認できないため）

●事業，農業，不動産収入があり，確定申告をされた方

　･･･確定申告書の控えと収支内訳書の控えの保存を必ずお願いします。

●株式等の譲渡所得がある方

　･･･取引報告書又は（確定申告している場合）確定申告書の控えと計算明細書の控えの保存を必ずお願いします。

★年金収入のある方（個人年金等）

　･･･個人年金は必要経費等控除することなく支払を受けた年金額を恒常的な収入額としてみます。

改定通知書又は振込通知書の保存を必ずお願いします。

＜組合員証は大切に保管してください＞

組合員証を紛失されますと，共済組合ではキャッシュカードやクレジットカードのように利用制限をかけることはできません。警察に紛失届を出す以外防止策がありませんので大切に保管してください。

＜必ず報告してください＞

被扶養者の方が居住する市町等が実施する医療費等助成制度を受給されている場合は，必ず共済組合へ報告してください。報告が必要な医療費助成制度には，心身障害者医療費助成，ひとり親家庭助成制度等があります。報告が遅れますと給付金の返還が生じる場合もありますので，ご注意ください。